



2010年3月19日  
北海道ガス株式会社

---

---

## 原料費調整制度の導入および早収料金適用期間の延長について

---

---

当社は、2009年12月8日付で、北海道経済産業局長に対し、2010年4月1日を実施日とする一般ガス供給約款の変更の申請を行っておりましたが、本日認可を受けました。また、同じく2010年4月1日を実施日とする一般ガス選択約款の変更について、本日、北海道経済産業局長に対する届出を行いました。

供給約款料金および選択約款料金について、輸入する原料価格の変動に応じて、毎月のガス料金を調整する「原料費調整制度」の導入を行うとともに、ガス料金の「早収料金適用期間」を、現在の支払い義務発生日の翌日から起算して「20日以内」から「30日以内」へと延長いたします。

この「原料費調整制度」に基づき、2010年4月ご使用分のガス料金につきましては、基準単位料金に比べて、1 m<sup>3</sup>当たり 0.63 円上方に調整させていただきます。

この調整に基づく、モデル家庭（1ヶ月当たり 27 m<sup>3</sup>ご使用）への影響は、1か月で17円の引き上げとなります。

当社では、今後も天然ガスの安定供給に努めるとともに、お客さまの安全・安心の確保と地域に密着したサービスの提供に全力をあげて取り組んでまいりますので、皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 1. 供給約款料金

## ○新供給約款料金表

	使用量区分	基本料金	基準単位料金	4月ご使用分調整単位料金
料金表A	0 m <sup>3</sup> から 18 m <sup>3</sup> まで	903.00 円	195.88 円/m <sup>3</sup>	196.51 円/m <sup>3</sup>
料金表B	18 m <sup>3</sup> を超え 136 m <sup>3</sup> まで	1,279.95 円	174.95 円/m <sup>3</sup>	175.58 円/m <sup>3</sup>
料金表C	136 m <sup>3</sup> を超える場合	2,612.40 円	165.15 円/m <sup>3</sup>	165.78 円/m <sup>3</sup>

(金額は税込み)

(注) 各月のご使用量に応じて、A～Cの各料金が適用されます。

## ○モデル家庭における影響額

1ヶ月の ガスご使用量	3月分までの単位料金 によるガス料金	4月ご使用分の調整単 位料金によるガス料金	引き上げ額
27 m <sup>3</sup>	6,003 円	6,020 円	17 円

(金額は税込み)

(注) モデル家庭とは、厨房および給湯にガスをお使いいただいているお客さまで、月間のご使用量を 27 m<sup>3</sup>で設定しています。

(注) 4月分のガス料金は、3月および4月のご使用日数に応じて、使用量を案分してガス料金を計算いたします。

## 原料費調整制度の概要

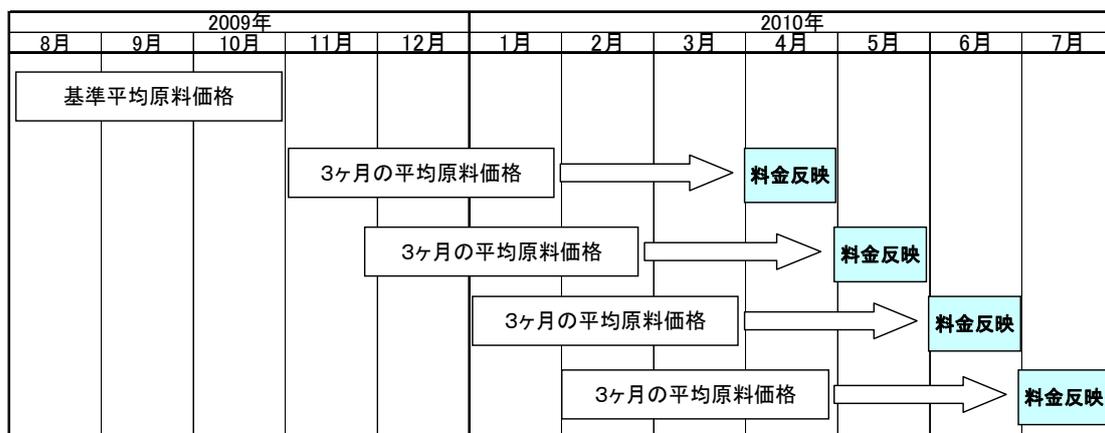
為替レートや原油価格など外的な要因による輸入原料価格の変動を、毎月のガス料金に反映させる制度です。

「基準平均原料価格」をベースとして、3ヶ月分の平均原料価格（財務省発表の貿易統計値）がこれを下回った場合は単位料金を引き下げ、上回った場合は単位料金を引き上げます。ただし、原料価格の大幅な上昇によるお客さまへの影響を避けるため、平均原料価格が上限値（基準平均原料価格の 1.6 倍）を超えた場合は、それ以上の単位料金の引き上げは行いません。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{ガスご使用量}$$

↑  
原料価格の変動により毎月調整します

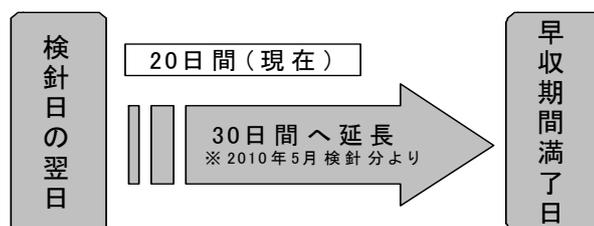
＜原料価格がガス料金へ反映されるタイミング＞



※2009年8～10月の原料価格に基づき基準平均原料価格を算定。2010年4月ご使用分の料金は、2009年11月～2010年1月の平均原料価格で単位料金を調整。

## 2. ガス料金の早収料金適用期間の延長について

当社では現在、支払義務発生日の翌日（検針日の翌日等）から20日以内にお支払いいただく場合には早収料金、それ以降にお支払いの場合には遅収料金を申し受けております。この早収料金の適用期間を2010年5月検針分より、20日以内から30日以内へ延長します。



### 3. 選択約款料金

当社では、以下の選択約款料金につきましても供給約款料金と同様に、原料費調整制度の導入および早収料金適用期間の延長を行います。

契約種別	概要
家庭用セントラルヒーティング契約 (ゆ〜ぬっく 24 ネオ)	1軒のお住まいにメーターが1個で、Fact・TES等をお使いのお客さま向け
家庭用FF暖房・給湯契約	ガス暖房機器とガス給湯器を1個のメーターで、お使いのお客さま向け
家庭用コージェネレーション契約	ECOWILL等の家庭用ガスコージェネレーションシステムをお使いのお客さま向け(メーター能力 10m <sup>3</sup> /h 以下)
暖房用季節契約	ガス暖房機器をお使いになり、専用のメーターを設置していただけるお客さま向け
融雪用季節契約	ガスロードヒーティングシステム等をお使いになり、専用のメーターを設置していただけるお客さま向け
空調夏期契約	GHP等の空調機器を主に夏期にお使いで、専用のメーターを設置していただけるお客さま向け
空調用A契約	空調用熱源機を年間を通じて長時間使用し、専用のメーターを設置していただけるお客さま向け
小型空調契約	GHP等の小型空調機器をお使いのお客さま向け
時間帯別A契約	季節による使用量の変動が小さく、夕方のピーク時間帯の使用を抑えることができるお客さま向け
時間帯別B契約	季節による使用量の変動が小さく、昼間から夜間への負荷移行が可能なお客さま向け
業務用厨房契約	飲食店等で、季節による使用量の変動が小さく、一定以上の使用量が見込まれる業務用のお客さま向け
コージェネレーションシステムA契約	定格発電出力が 3kW以上のコージェネレーションシステムを設置し、季節による使用量の変動が小さく、年間を通じて長時間使用するお客さま向け
集合住宅向けコージェネレーションシステム契約	集合住宅等において、コージェネレーションシステムを使用し、その廃熱を各住戸に設置する機器等で使用するお客さま向け

※ なお、「時間帯別B契約」における第一種料金表は廃止いたします。

以上